

改正後	改正前
<p data-bbox="271 384 367 416"><略></p> <p data-bbox="237 432 1072 560">今般、平成 31 年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。</p> <p data-bbox="271 576 367 608"><略></p> <p data-bbox="645 624 680 655">記</p> <p data-bbox="248 719 488 751">1 趣旨及び概要</p> <p data-bbox="304 767 400 799"><略></p> <p data-bbox="271 815 1072 1038">今般、下記 2 (1) の都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、順次、これらの都道府県労働局長（以下「<u>該当労働局長</u>」という。）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。</p> <p data-bbox="248 1102 1072 1182">2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等</p> <p data-bbox="271 1198 1072 1326">(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「<u>停止期日</u>」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。</p>	<p data-bbox="1144 384 1240 416"><略></p> <p data-bbox="1111 432 1968 560">今般、平成 30 年度に検査の業務の全部又は一部を自ら行う都道府県労働局長の名称や当該検査の業務の範囲及び期間等について告示されたところである。</p> <p data-bbox="1144 576 1240 608"><略></p> <p data-bbox="1518 624 1554 655">記</p> <p data-bbox="1122 719 1361 751">1 趣旨及び概要</p> <p data-bbox="1178 767 1274 799"><略></p> <p data-bbox="1144 815 1968 1038">今般、下記 2 (1) の都道府県労働局長の管内において、登録機関のみによる検査の業務を実施できる体制が確保できたため、順次、これらの都道府県労働局長（以下「<u>該当労働局長</u>」）が自ら行っていた検査の業務の全部又は一部を行わないものとする。</p> <p data-bbox="1122 1102 1968 1182">2 都道府県労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲、期日等</p> <p data-bbox="1144 1198 1968 1326">(1) 該当労働局長が自ら行っていた検査の業務を行わないものとする範囲及び期日（以下「<u>停止期日</u>」という。）は、それぞれ、次に示すとおりであること。</p>

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

岐阜労働局：平成 30 年 7 月 1 日

愛知労働局：平成 30 年 7 月 1 日

三重労働局：平成 31 年 1 月 1 日

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

香川労働局：平成 31 年 10 月 1 日

愛媛労働局：平成 31 年 10 月 1 日

高知労働局：平成 31 年 10 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

東京労働局：平成 31 年 10 月 1 日

長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日

静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

鳥取労働局：平成 31 年 10 月 1 日

ア ボイラー及び第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

岐阜労働局：平成 30 年 7 月 1 日

愛知労働局：平成 30 年 7 月 1 日

三重労働局：平成 31 年 1 月 1 日

滋賀労働局：平成 29 年 10 月 1 日

京都労働局：平成 29 年 7 月 1 日

大阪労働局：平成 29 年 4 月 1 日

兵庫労働局：平成 30 年 1 月 1 日

奈良労働局：平成 29 年 4 月 1 日

和歌山労働局：平成 29 年 4 月 1 日

イ 第一種圧力容器に係る検査の業務を行わないものとする労働局

北海道労働局：平成 30 年 4 月 1 日

宮城労働局：平成 29 年 4 月 1 日

埼玉労働局：平成 29 年 10 月 1 日

長野労働局：平成 30 年 4 月 1 日

静岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

島根労働局：平成 31 年 10 月 1 日

岡山労働局：平成 32 年 1 月 1 日

広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

佐賀労働局：平成 31 年 7 月 1 日

長崎労働局：平成 31 年 7 月 1 日

熊本労働局：平成 31 年 7 月 1 日

(2) <略>

3・4 <略>

5 構造規格に定める都道府県労働局長の認定等について

(1) 検査において、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）及び圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）の規定により、都道府県労働局長の認定等が必要な項目は以下のとおりであること。

ア～ウ <略>

エ ボイラー構造規格第 57 条第 2 項又は圧力容器構造規格第 56 条第 2 項ただし書き（都道府県労働局長が必要ないと認めた放射線検査の省略）

オ <略>

カ ボイラー構造規格第 86 条（第 101 条において準

広島労働局：平成 30 年 4 月 1 日

福岡労働局：平成 30 年 4 月 1 日

(2) <略>

3・4 <略>

5 構造規格に定める都道府県労働局長の認定等について

(1) 検査において、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）及び圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）の規定により、都道府県労働局長の認定等が必要な項目は以下のとおりであること。

ア～ウ <略>

エ ボイラー構造規格第 57 条第 2 項又は圧力容器構造規格第 56 条第 2 項ただし書き（都道府県労働局長が必要ないと認めた放射線検査の省略）

オ <略>

用する場合を含む。) (都道府県労働局長がボイラー構造規格第1章から第4章までの規定に適合するボイラーと同等以上の安全性を有すると認めたもの)

キ 圧力容器構造規格第70条 (第73条において準用する場合を含む。) (都道府県労働局長が圧力容器構造規格の第1章から第4章までの規定に適合する第一種圧力容器と同等以上の安全性を有すると認めたもの)

(2) <略>

別紙1

1 <略>

2 (1) <略>

(2) 「ボイラー及び圧力容器安全規則、ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格に関する疑義について」(昭和49年2月20日付け基収第5555号)

別紙2

(該当労働局長への製造時等検査に係る特例の認定等の申請書のひな形)

(2) <略>

別紙1

1 <略>

2 (1) <略>

(2) 「ボイラー及び圧力容器安全規則、ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格に関する疑義について」(昭和49年2月20日付け48基収第5555号)

別紙2

(該当労働局長への製造時等検査に係る特例の認定等の申請書のひな形)

<略>

記

- 1 特例の根拠となる法令の規定^(注2)及び申請する特例の内容
 - (1) 該当構造規格及び条文^(注3)
 - (2) 申請する特例の内容及び理由

- 2 特例の対象となる機械等の詳細^{(注4)(注5)}
 - (1) 特定機械等の製造者
 - (2) 特定機械等の区分
 - (3) 製造許可年月日及び番号
 - (4) 最高使用圧力及び最高使用温度
 - (5) 使用鋼材名
 - (6) 鋼材製造者名
 - (7) 試験等結果
 - (8) 関連 JIS 規格、国際規格等^(注6)
など

注1：ボイラー構造規格又は圧力容器構造規格のいずれかを記載させること。

注2：本文の記の5(1)に定めるもののうち、該当するものを記載させること。

注3：記の5(1)の力及びキにおける認定の申請の場合は、

<略>

記

- 1 特例の根拠となる法令の規定^(注2)及び申請する特例の内容
 - (1) 該当構造規格及び条文
 - (2) 申請する特例の内容及び理由

- 2 特例の対象となる機械等の詳細^{(注3)(注4)}
 - (1) 特定機械等の製造者
 - (2) 特定機械等の区分
 - (3) 製造許可年月日及び番号
 - (4) 最高使用圧力及び最高使用温度
 - (5) 使用鋼材名
 - (6) 鋼材製造者名
 - (7) 試験等結果
 - (8) 関連 JIS 規格、国際規格
など

注1：ボイラー構造規格又は圧力容器構造規格のいずれかを記載させること。

注2：本文の記の5(1)に定めるもののうち、該当するものを記載させること。

当該申請に係る特定機械等について、認定を受けた
いボイラー構造規格又は圧力容器構造規格の規定を
明示させること。

注4：項目は例示であり、それぞれの申請内容に応じて必要
な事項を記載させること。

注5：必要に応じ、図面、ミルシート、各種試験データ等を
添付させること。

注6：記の5(1)のカ及びキにおける認定の申請であって、
国際規格等に基づき製造されたものについては、当
該国際規格等の該当部分を明示させるとともに、そ
の写しを添付させること。

注3：項目は例示であり、それぞれの申請内容に応じて必要
な事項を記載させること。

注4：必要に応じ、図面、ミルシート、各種試験データ等を
添付させること。